

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団 給与規程

(総則)

第1条 この規程は、就業規則第1条の規程にもとづき、職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1)基本給

(2)手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

- ①職務手当
- ②扶養手当
- ③通勤手当
- ④住宅手当
- ⑤特別事業手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表のとおりとする。

(初任給)

第4条 初任給は、学歴・性別・国籍を問わず、1号給とする。ただし、これまでの職業経験、年齢等を総合的に勘案し、代表理事が決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団（以下、当法人）の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(職務手当)

第6条 職務手当は、代表理事、業務執行理事に対し支給する。

2 原則として別途定める「役員報酬規程」において規程する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、代表理事が認めた者とする。

(1)配偶者

(2)満18歳未満の子および孫

(3)父母および祖父母

(4)心身に重大な障害のある子および孫

3 扶養手当の月額は、1人目については、1人つき10,000円、2人目以降については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに代表理事あてに届け出なければならない。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、代表理事の承認を要する。

3 通勤手当は、原則として6ヶ月間ごとに通勤に要する実費を支給する。

4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

(1)第1項に該当しなくなった場合

(2)住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合

(3)出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1か月分相当額を返還する

(4)休職した場合

(5)退職した場合

(住宅手当)

第9条 住宅手当は、毎月の所定労働時間の3/5以上勤務し、かつ本人が扶養親族でない場合に月額15,000円を上限に支給する。

(特別事業手当)

第10条 特別事業手当は、特に新規事業の事業開発・推進や補助事業や委託事業等を担当する職員に、月額10万円を上限に代表理事が決定し、支給する。

(給与の支給日)

第11条 給与の計算期間は毎月21日より翌月20日までとし、支給日はその月の25日(その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

(給与の支給方法)

第12条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(季節手当)

第13条 季節手当の支給月は、原則として年2回6月、12月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務成果および当法人の財政状況を勘案し、年間で基本給3ヶ月分を上限に代表理事が決定する。

2 季節手当の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏季手当 当年1月21日より当年6月20日まで

冬季手当 前年6月21日より当年12月20日まで

3 季節手当の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、季節手当の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 前各項にかかわらず、当法人の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑 則)

第 1 4 条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

付 則

この規程は、2022 年 1 月 26 日施行する。

2022 年 6 月 1 5 日 公益認定に伴い法人格修正等

この規程は、2025 年 9 月 17 日から施行する。

(別表) 基本給 (月額)

単位：円

号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	125,000	21	225,000	41	325,000
2	130,000	22	230,000	42	330,000
3	135,000	23	235,000	43	335,000
4	140,000	24	240,000	44	340,000
5	145,000	25	245,000	45	345,000
6	150,000	26	250,000	46	350,000
7	155,000	27	255,000	47	355,000
8	160,000	28	260,000	48	360,000
9	165,000	29	265,000	49	365,000
10	170,000	30	270,000	50	370,000
11	175,000	31	275,000	51	375,000
12	180,000	32	280,000	52	380,000
13	185,000	33	285,000	53	385,000
14	190,000	34	290,000	54	390,000
15	195,000	35	295,000	55	395,000
16	200,000	36	300,000	56	400,000
17	205,000	37	305,000	57	405,000
18	210,000	38	310,000	58	410,000
19	215,000	39	315,000	59	415,000
20	220,000	40	320,000	60	420,000

(別表) 基本給(月額)(61号~126号)(単位:円)

号	基本給	号	基本給	号	基本給
61	425,000	83	535,000	105	645,000
62	430,000	84	540,000	106	650,000
63	435,000	85	545,000	107	655,000
64	440,000	86	550,000	108	660,000
65	445,000	87	555,000	109	665,000
66	450,000	88	560,000	110	670,000
67	455,000	89	565,000	111	675,000
68	460,000	90	570,000	112	680,000
69	465,000	91	575,000	113	685,000
70	470,000	92	580,000	114	690,000
71	475,000	93	585,000	115	695,000
72	480,000	94	590,000	116	700,000
73	485,000	95	595,000	117	705,000
74	490,000	96	600,000	118	710,000
75	495,000	97	605,000	119	715,000
76	500,000	98	610,000	120	720,000
77	505,000	99	615,000	121	725,000
78	510,000	100	620,000	122	730,000
79	515,000	101	625,000	123	735,000
80	520,000	102	630,000	124	740,000
81	525,000	103	635,000	125	745,000
82	530,000	104	640,000	126	750,000